

香川県外国人材日本語能力向上支援補助金のご案内

この補助金は、県内で外国人材を受け入れている中小企業等又は監理団体等が、外国人材の日本語能力向上のために行う研修等の経費を補助することにより、外国人材の受入れ・活躍促進を支援することを目的とするものです。

※詳細は、県HP（ページID：25238）に掲載する交付要綱やQ & Aをご確認ください。

1 対象となる事業

外国人材の日本語能力向上に効果的に寄与すると認められる事業

- 例）・日本語講師を企業や周辺施設に呼んで外国人材向け日本語講座を実施する。
・外国人材に日本語学習教材等を提供し、日本人担当者が学習補助を行う。
・外国人材を地域の日本語教室等に通学させる。
・外国人向けのオンラインや通信課程の日本語学習講座を提供する。
・日本語指導者養成研修に日本人担当者を参加させ、外国人材への日本語指導に活かす。

2 補助対象者

- 1 中小企業等（県内に事業所を有する中小企業基本法に規定する中小企業者又はこれに準ずる事業者）
- 2 監理団体等（監理団体、登録支援機関、中小企業等を主な構成員とする法人等）

3 補助対象となる外国人材の在留資格

技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、技能実習、特定技能、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特定活動（交付要綱別表に定める活動に従事するものに限る）

※県内の事業所で、常勤で就労している者に限る

4 補助金額・補助対象期間・補助対象経費

- 1 補助金額 補助率2分の1、1事業実施主体につき上限20万円
- 2 補助対象期間 交付決定日～令和4年2月28日
- 3 補助対象経費 講師謝金、講師旅費、日本語教室等の受講料、日本語指導者養成のための職員の研修参加費 など

5 補助金の申請から交付の流れ

1 申請

「交付申請書（様式第1号）」を、提出期限内に下記の提出先まで送付してください。

◇ 申請の提出期限：令和3年8月31日(火)【必着】

2 交付決定

補助金は予算の範囲内で交付することとします。募集期間の中で予算額を超える申請があった場合、補助要件を満たした申請であっても、補助の対象とならないことや、申請額以下の交付決定額となることがあります。

3 実績報告

補助事業を完了したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月10日のいずれか早い日までに、「香川県外国人材日本語能力向上支援補助金実績報告書（様式第5号）」を提出してください。

6 提出・問合せ先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

商工労働部労働政策課 雇用対策グループ 担当者：森近（もりちか）

電話：087-832-3368（直通）

受付時間：8:30～17:15（土曜、日曜、祝日を除きます。）